

○岡山市情報公開条例

平成12年3月22日

市条例第33号

改正 平成15年9月30日条例第41号

平成17年3月17日市条例第10号

平成18年12月27日市条例第54号

平成19年9月28日市条例第54号

平成20年12月25日市条例第133号

平成25年12月25日市条例第45号

平成26年12月18日市条例第129号

平成28年3月24日市条例第1号

岡山市情報公開及び個人情報保護に関する条例（昭和62年市条例第43号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公文書の開示（第3条—第15条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第16条—第18条）

第2節 審査会の意見（第19条—第22条）

第3節 調査審議手続（第23条—第29条）

第4章 総合的情報公開制度（第30条—第34条）

第5章 補則（第35条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の開示を請求する権利を定めること等総合的情報公開制度の推進に必要な事項を定めることにより、市民の知る権利を保障するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、も

って市民の市政への積極的な参加による市政の民主的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの

ウ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(3) 電子情報処理組織 実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この号及び第3条の2において同じ。）の使用する電子計算機（実施機関の使用する入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求者の使用する電子計算機（開示請求者の使用する入出力装置及び電子メールサーバーを含む。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有

する公文書の開示を請求することができる。

2 公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に必要な情報の提供及び助言を求めることができる。

(電子手続における情報の保護)

第3条の2 実施機関は、この条例の規定に基づき電子情報処理組織を使用して手続を行うものに係る情報の保護について、必要な措置を講じなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 第3条第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。ただし、実施機関がこの方法によりがたいと認める場合には、この限りでない。

(1) 開示請求をする者の氏名(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

(2) 開示請求をする者の住所(法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)

(3) 公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(4) 希望する開示方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項本文の規定にかかわらず、電子情報処理組織にあらかじめ登録された公文書に係る開示請求にあつては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 電子情報処理組織を使用して行われた開示請求は、実施機関の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に実施機関に到達したものとみなす。

4 実施機関は、開示請求に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示するこ

とにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

(5) 法令及び他の条例の定めるところにより、開示することができないとされている情報

(公文書の一部開示)

第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、開示請求者に対し、当該非開示部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第5条第5号に該当する情報

を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(開示請求に係る公文書を保有していないとき及び開示請求に係る文書が公文書以外の文書であるとき並びに前条の規定により請求を拒否するときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る前2項の通知は、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

4 前項の通知は、開示請求者の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(理由付記等)

第10条 実施機関は、前条第1項又は第2項の規定により、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該非開示決定又は一部開示決定の通知において、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、当該通知の内容から一般人が容易に理解し得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、一部を除いて開示しないこと又は全部を開示しないこととする理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて示さなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 第9条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求

があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第4条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該決定の期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長事由の困難さに応じて、開示請求のあった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の具体的理由を書面により通知しなければならない。
- 3 電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る前項の通知は、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 4 前項の通知は、開示請求者の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
- 5 実施機関が、公文書の開示請求があった日から起算して60日を経過しても、なお、第1項の規定による開示決定等を行わないときは、公文書の全部を開示をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第11条の2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、他の事務事業の停滞等を来し、市民サービスの実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

- 2 電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る前項の通知は、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 前項の通知は、開示請求者の使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示請求に係る公文書に本市及び開示請求者以外のもの(以下この条、第17条及び第18条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第16条及び第17条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第13条 実施機関は、開示請求者の求めるところにより公文書を開示する場合には、文書、図画又は写真については、閲覧又は写しの交付により、フィルム、テープ及び電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、閲覧の方法による公文書の開示に当たって、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3 電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る公文書の開示は、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(法令等による開示の実施との調整)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が、法令又は他の条例の規定により、前条第1項に規定する方法と同一の方法で何人にも開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、当該同一の方法による開示を行わない。

2 法令又は他の条例に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第15条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の開示を受けるものは、規則で定めるところにより、公文書の写しの作成その他開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

(審査会への諮問等)

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第4号）第5条第1項に規定する岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問を経て当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第17条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 審査会の意見

(意見)

第19条 審査会は、第16条の規定及び岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）第17条の規定により諮問された事件の調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第20条から第22条まで 削除

第3節 調査審議手続

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(口頭による意見陳述)

第24条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第23条第3項若しくは第4項又は第25条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第27条 削除

(答申書の送付等)

第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を規則で定める方法により、公表するものとする。

第29条 削除

第4章 総合的情報公開制度

(総則)

第30条 実施機関は、第2章に定める公文書の開示のほか情報公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、理解しやすい方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供施策の充実に努めるものとする。

(会議等の公開)

第31条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するとともに、当該会議の議事録その他関係資料を公開するものとする。ただし、第5条各号に定める非開示情報に該当すると認められる事項を取り扱うときは、この限りでない。

(出資法人の情報公開)

第32条 本市が、出資を行っている法人であって規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人の情報公開が推進されるよう、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言を行うものとする。

(情報作成提供)

第33条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しない場合であっても、実施機関が保有している複数の公文書に記載されている情報を集約することにより、容易に当該開示請求に係る文書を作成し得るときは、これを作成するとともに、開示を請求したものに対し、提供するよう努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第34条 実施機関は、報道機関への積極的な情報提供を行うとともに、自主的な広報の内容及びその手段の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報提供施策を実施するための広聴機能等情報収集機能の充実を図り、市民が必要とする情報を把握するよう努めるものとする。

3 実施機関は、その保有する情報を提供するため、市民が利用しやすい施設設備の充実に努めるものとする。

第5章 補則

(公文書の作成及び保存)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、必要な公文書を作成するとともに、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の作成、保存及び廃棄に関する基準その他公文書の管理に関する必要な事項について、別に定めるものとする。

(開示請求しようとするものに対する情報の提供等)

第36条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易に、かつ、的確に開示請求することができるよう当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第37条 市長は、市長以外の実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、審査会に報告するとともに、その概要を規則で定める方法により、公表するものとする。

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行のために必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の岡山市情報公開及び個人情報保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定により、現にされている公文書の開示の請求は、この条例第4条第1項の規定による開示請求とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

4 旧条例第26条の規定により設置された岡山市情報公開及び個人情報保護審査会は、

この条例第19条に基づき設置される審査会と同一のものとみなす。

- 5 第4条第1項の規定（議会が実施機関となる場合に限る。）は、平成2年6月1日以後に公文書に該当することとなったものから適用する。

（御津町及び灘崎町の編入に伴う経過措置）

- 6 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町情報公開条例（平成15年御津町条例第7号）及び編入前の灘崎町情報公開条例（平成13年灘崎町条例第18号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置）

- 7 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町情報公開条例（平成13年建部町条例第1号）及び編入前の瀬戸町情報公開条例（平成14年瀬戸町条例第1号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（地方独立行政法人の成立に伴う経過措置）

- 8 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際、現になされている開示請求（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人に対する開示請求とみなす。

- 9 前項の場合において、第4条第2項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る通知及び公文書の開示については、第9条第3項、第11条第3項、第11条の2第2項及び第13条第3項の規定は適用しない。

- 10 前2項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。）は、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成15年条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（参考 平成15年市規則第153号で平成15年11月4日から施行）

附 則（平成 17 年市条例第 10 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年市条例第 54 号）

この条例は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年市条例第 54 号）

この条例は、日本郵政公社の解散の日から施行する。

附 則（平成 20 年市条例第 133 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市条例第 45 号）

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項、第 5 条第 4 号オ及び第 11 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年市条例第 129 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市条例第 1 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 岡山市情報公開条例第 11 条第 1 項の開示決定等（以下この項において「開示決定等」という。）又は同条例第 4 条第 1 項の開示請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の岡山市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 20 条第 2 項の規定により委嘱された岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、岡山市行政不服審査法施行条例（平成 28 年市条例第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、

その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第20条第2項の規定により委嘱された岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第21条第1項の規定により定められた岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日、岡山市行政不服審査法施行条例第8条第2項の規定により会長として定められ、又は同条第4項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 4 附則第2条第1項の規定により、岡山市情報公開及び個人情報保護審査会がすべき行為又は岡山市情報公開及び個人情報保護審査会に対してすべき行為については、この条例の施行後は、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会がすべきものとし、又は岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に対してすべきものとする。
- 5 岡山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第1条の規定の施行後も、なお従前の例による。